

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について <u>蔵関第 1055 号</u> 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 <u>蔵関第 726 号</u> 平成 3 年 8 月 30 日 改正 <u>財関第 427 号</u> 平成 17 年 3 月 31 日 改正 <u>財関第 461 号</u> 平成 20 年 4 月 23 日 改正 <u>財関第 369 号</u> 平成 27 年 4 月 7 日 改正 <u>財関第 942 号</u> 平成 28 年 8 月 3 日 改正 <u>財関第 861 号</u> 令和元年 6 月 27 日 改正 <u>財関第 407 号</u> 令和 3 年 5 月 31 日 改正 <u>財関第 947 号</u> 令和 5 年 9 月 28 日 <u>改正 財関第 1001 号</u> <u>令和 7 年 10 月 10 日</u>	食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について <u>蔵関第 1055 号</u> 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 <u>蔵関第 726 号</u> 平成 3 年 8 月 30 日 改正 <u>財関第 427 号</u> 平成 17 年 3 月 31 日 改正 <u>財関第 461 号</u> 平成 20 年 4 月 23 日 改正 <u>財関第 369 号</u> 平成 27 年 4 月 7 日 改正 <u>財関第 942 号</u> 平成 28 年 8 月 3 日 改正 <u>財関第 861 号</u> 令和元年 6 月 27 日 改正 <u>財関第 407 号</u> 令和 3 年 5 月 31 日 改正 <u>財関第 947 号</u> 令和 5 年 9 月 28 日
標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。	標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。

別添

環食第 203 号
昭和 57 年 9 月 25 日
改正 衛検第 233 号

別添

環食第 203 号
昭和 57 年 9 月 25 日
改正 衛検第 233 号

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵閣第 1055 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号 平成 20 年 4 月 18 日 改正 食安発 0331 第 14 号 平成 27 年 3 月 31 日 改正 生食発 0720 第 2 号 平成 28 年 7 月 20 日 改正 生食発 0606 第 7 号 令和元年 6 月 6 日 改正 生食発 0528 第 2 号 令和 3 年 5 月 28 日 改正 健生発 0927 第 5 号 令和 5 年 9 月 27 日 <u>改正 健生発 1009 第 5 号</u> <u>令和 7 年 10 月 9 日</u>	平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号 平成 20 年 4 月 18 日 改正 食安発 0331 第 14 号 平成 27 年 3 月 31 日 改正 生食発 0720 第 2 号 平成 28 年 7 月 20 日 改正 生食発 0606 第 7 号 令和元年 6 月 6 日 改正 生食発 0528 第 2 号 令和 3 年 5 月 28 日 改正 健生発 0927 第 5 号 令和 5 年 9 月 27 日

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領

1 及び 2 (省略)

3 届出の要否

(1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。

ア. ～ウ. (省略)

エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

(ア) ～ (エ) (省略)

(オ) 医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品。ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領

1 及び 2 (同左)

3 届出の要否

(1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。

ア. ～ウ. (同左)

エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

(ア) ～ (エ) (同左)

(オ) 医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品。ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>終的な判断は厚生労働省<u>医薬局</u>又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。 (カ) 及び (キ) (省略) (2) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 保税地域内の検体の収去等 (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。 なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を利用して、税関及び輸入者に様式第 15 号の「見本採取票」を出力する旨を送信する。これにより、「見本採取票」に税関官署名及び税関確認年月日が出力された帳票が税関及び輸入者に配信されることから、当該帳票の配信をもって関税法基本通達 32-2(2)に規定する税関の確認及び交付に代えることとされたい。 また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 16 号の「食品衛生法第 28 条第 1 項（同法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。 (2) (省略)</p> <p>6 及び 7 (省略)</p>	<p>終的な判断は厚生労働省<u>医薬食品局</u>又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。 (カ) 及び (キ) (同左) (2) (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 保税地域内の検体の収去等 (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。 なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が<u>様式第 15 号</u>の「見本採取票」3 通（税関用、採取者用、輸入者用）を税関に提出し、うち 2 通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。 また、見本収去等が行われた貨物について、<u>様式第 16 号</u>の「食品衛生法第 28 条第 1 項（同法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>6 及び 7 (同左)</p>